

議案第49号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表42の部中「の規定による」を「又は同法第42条第2項の規定による道路の位置の」に改める。

同表83の部中

「

(2) 上記以外の場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	45,000円
	建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	107,000円
	建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	171,000円
	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	337,000円
	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	605,000円
	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	1,041,000円
	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	1,923,000円
	建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	2,742,000円

」

を

「

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書を提出している場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	19,000円
	建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	57,000円
	建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	92,000円
	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	174,000円
	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	302,000円
	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	477,000円
	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	874,000円
	建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	1,204,000円
(3) 上記以外	1戸建ての住宅の場合	1件につき	45,000円

外の場合	建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	107,000円
	建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	171,000円
	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	337,000円
	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	605,000円
	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	1,041,000円
	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	1,923,000円
	建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	2,742,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。